

島根県健康福祉部長との懇談会における島根県の回答
(県視障協への回答を抜粋)

日時：令和4年12月19日(月)

公益社団法人島根県視覚障害者福祉協会

令和4年度意見等の内容

1. 島根県の障害者差別解消条例の制定をお願いします。

障害者差別解消法が改正されて民間にも合理的配慮が義務化されました。障害者への差別を解消し、県民の理解を深めて、共生社会の実現のために島根県の障害者差別解消条例を制定してください。

(回答) 障がい福祉課

障害を理由とする差別の解消につきましては、国において障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が定められ、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を行政機関や事業所に対して求めております。

このように、全国的な法律の枠組みが整備され、法

の趣旨を踏まえて取り組みを進めていることから、現時点では県として、法制度の観点から法律と重なる形で個別に条例を制定して対応しなければならない特別な状況にあるとは考えておらず、条例の有無にかかわらず差別の解消に向けた実質的な取組を進めてきたところです。

また、令和3年の差別解消法の一部改正において、事業者による合理的配慮の義務化等の措置が講じられたところです。

県としては、この改正趣旨に則りあいサポート研修の実施や講師養成など、差別の禁止及び県民の障害理解の促進を着実に進めてまいりますが、現行の国関係法令及び内閣府・各省庁から今後示されていく事業者の合理的配慮義務等の内容では対処できない取組項目があるなどのご意見がございましたら、具体的な項目についてご意見いただき、施策の参考とさせていただきます。

2. 視覚障がい者支援センターの設置をお願いします。

(1) 視覚に障害を負った本人、家族、眼科医、市町村からの相談を受けて教育、就労、福祉に繋げて自立を促進することが必要です。

(2) 視覚障害者が社会的自立を果たし、社会貢献をするためには、安全な歩行、情報機器の利活用、点字の習得が必要です。しかしこれらの指導体制は不十分です。相談機関としてまた、指導機関としての支援センターの設置をお願いします。

(回答) 障がい福祉課

県では視覚障害のある方の支援として、島根県地域生活支援事業の「視聴覚障がい者リハビリテーション事業」において、歩行訓練や点字指導を行う事業を実施しているところです。

県内にはすでに視覚・聴覚の障がい者向けの情報支援施設が複数あることから、相談・訓練機能を更に充実させる手法としてセンター設置が最適かどうか、ま

た、整備の財源や人員をどのように確保するか等の課題があり、支援の充実に向けて引き続き検討していきます。

3. 読書バリアフリー法に基づく島根県の基本計画の策定をお願いします。

視覚障がい者等の読書環境を推進するために読書バリアフリー法が制定されて厚生労働省と文部科学省は自治体に基本計画の策定を求めています。島根県も基本計画を策定し、読書の困難な障がい者が読書の恩恵が受けられるようお願いします。

(回答) 障がい福祉課

視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する県の計画については、法律の趣旨を踏まえ、策定について教育庁と共同で検討を開始したところです。計画策定に向け引き続き取り組んでまいります。